

(写)

母子保健に係る健康診査等事業委託契約の一部変更契約書

令和7年4月1日、別表1～5に掲げる市町長（以下、「甲」という。）と一般社団法人兵庫県医師会が別に定める同会に加入している母子保健に係る健康診査等事業協力医療機関（以下、「乙」という。）との間において、妊婦健康診査事業、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業、新生児聴覚検査事業、産婦健康診査事業及び1か月児健康診査事業の実施について締結した母子保健に係る健康診査等事業委託契約の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

なお、兵庫県は甲から、一般社団法人兵庫県医師会は乙から、この契約の締結の代理人として委任を受けているものである。

第1 前文について、下記の下線部の文言を追記

前文：別表1～5に掲げる市町長（以下、「甲」という。）と一般社団法人兵庫県医師会が別に定める同会に加入している母子保健に係る健康診査等事業協力医療機関（以下、「乙」という。）との間において、妊婦健康診査事業、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業、新生児聴覚検査事業、産婦健康診査事業及び1か月児健康診査事業の実施について、次のとおり契約を締結する。
なお、兵庫県は甲から、一般社団法人兵庫県医師会は乙から、この契約の締結の代理人として委任を受けているものである。

第2 末文について、下記の下線部の文言を追記

末文：この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙の契約の締結の代理人が記名押印のうえ、各その1通を所持するものとする。

第3 別表の追記

別表4（産婦健康診査事業実施市町）へ芦屋市長、伊丹市長、加古川市長、稲美町長、播磨町長、たつの市長、太子町長を追記。

別表5（1か月児健康診査事業実施市町）へ市川町長、福崎町長、神河町長を追記。

（別表4）産婦健康診査事業実施市町

| | | | | | |
|--------|-------|------|--------|------|-------|
| 明石市長 | 芦屋市長 | 宝塚市長 | 三田市長 | 伊丹市長 | 猪名川町長 |
| 加古川市長 | 稲美町長 | 播磨町長 | 高砂市長 | 小野市長 | 加東市長 |
| 西脇市長 | 多可町長 | 三木市長 | 加西市長 | 市川町長 | 福崎町長 |
| 神河町長 | たつの市長 | 太子町長 | 佐用町長 | 宍粟市長 | 相生市長 |
| 赤穂市長 | 上郡町長 | 豊岡市長 | 朝来市長 | 養父市長 | 丹波市長 |
| 丹波篠山市長 | 洲本市長 | 淡路市長 | 南あわじ市長 | | |

(別表5) 1か月児健康診査事業実施市町

| | | | | | |
|-------|------|--------|------|------|--------|
| 明石市長 | 三田市長 | 猪名川町長 | 小野市長 | 加東市長 | 西脇市長 |
| 多可町長 | 三木市長 | 加西市長 | 市川町長 | 福崎町長 | 神河町長 |
| たつの市長 | 太子町長 | 佐用町長 | 宍粟市長 | 相生市長 | 赤穂市長 |
| 上郡町長 | 豊岡市長 | 朝来市長 | 養父市長 | 丹波市長 | 丹波篠山市長 |
| 洲本市長 | 淡路市長 | 南あわじ市長 | | | |

附 則

この一部変更契約は、令和8年4月1日以降適用する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙の契約締結の代理人の記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年4月1日

(甲の契約締結の代理人)

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 齋藤元彦



(乙の契約締結の代理人)

神戸市中央区磯上通6丁目1番11号
一般社団法人兵庫県医師会
会長 八田昌樹

